





自動車整備の最新がわかる ANZEN NEWS

HAR(JR) VOI 75

() 1 第35回オートサービスショー 2017のご案内

()2 特集

アライメントビジネスセミナーレポート

タイヤへの負担が大きい大型車こそ、アライメントが重要です!

中小企業のための優遇税制

平成29年度税制改正 中小企業等経営強化税制について

新商品のご紹介

イベント情報

オートサービスショー2017 開催のご案内

来る6月1日(木)~3日(土)、自動車機械工具の祭典、 「オートサービスショー 2017」が開催されます。今回の オートサービスショーでは「すべてはクルマ社会のために」 をテーマに、100年の歴史の中で培ったANZENモノ創り の技術とノウハウを活かしたオリジナル商品のご提案や、 新時代を担う最新整備機器を出展します。ぜひ当社ブース にお越しいただき、"見て、触れて、比較して"最新商品の魅 力を体感していただきたいと願っています。皆様のご来場 を心よりお待ちしております。



東京ビッグサイト (東京国際展示場) 東4・5・6ホール及び屋外

ANZENブース

東5ホール 542 アセズ 屋外 Y-5









新商品紹介

新発売

タブレット版 車両画像取得装置

VIMF-16

大型トラック・バスまで対応

- ●タブレット活用で検査写真と車両データを自動で紐付け 保存・管理もカンタン!
- ●撮影した車両情報を保存・管理することは"信頼" の強化につながります。



オススメ商品

メガオームミリオームテスター

TAB-01

●ハイブリッド車の点検 に必要な、メガオームテ スターとミリオームテ スターの機能を、一台



オススメ商品

小型安定化電源

TAC-01

●部品の単体検査を行う ための電源供給機能 と、車載バッテリー交換 時のメモリーバックアッ プ機能を併せ持つ電源



トピックス

ホームページをリニューアルします

さ、見やすさの向上を目 指して、ホームページを リニューアルします。

●スマートフォンやタブレッ トでも閲覧できます。是 非、ご利用ください。





トピックス

「自動車整備機器総合カタログ」

新発行のお知らせ

●当社が取り扱う商品の 仕様や特長を紹介する 総合カタログを発行し ました。お客様の商品 選定のお役に立てれば

●冊子をご希望のお客様 は、お近くの支店・営業 所までご連絡ください。



ANZEN 〒108-0023 東京都港区芝浦4-16-25 TEL(03) 5441-3412 FAX(03) 5441-8848 安全自動車株式會社 ANZENホームページ http://www.anzen.co.jp

札. 幌 支 店 札幌市中央区南19条両8−2−21 仙 台 支 店 仙台市宮城野区日の出町2-2-8 TE (029)241-0932(# 東 京 支 店 東京都港区芝浦4-16-25

南九州営業所 形(096)370-7011(他)

宇都空堂堂所 TE (028)635-8821(#) TEL(03)5441-3413(ft) TE (OAE) 301-0013(6 TE (054)236-5066(ft 広島営業所 ℡(082)832-3630代

TL(022)236-1211(ft)

沖縄営業所 11(098)876-3873(代

TL(0263)45-2181(ft



お近くの支店または営業所までお問い合わせください。

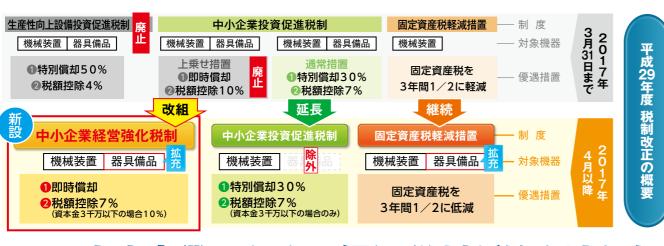
0120-01-6361 当社の製品およびサービス、その他に関するお問い合わせは左記へ。 受付時間:月~金(AM9:00~PM5:00)



- ●発行所/安全自動車株式会社 マーケティング部 東京都港区芝浦4-16-25
- ●ANZEN NEWS CHARGE 75号 (2017年4月3日発行)
- ※外観・仕様は予告なく変更することがありますので、ご了承ください。







2017年 4月より

優遇措置

中小企業のための優遇税制が始まります!

中小企業経営強化税制に ~平成29年度税制改正

「認定支援機関」が計画策定を強力サポート! 経営力向上計画の策定には、金融機関・税理士・弁護

経営力向上計画策定をお悩みの方へ朗報!!

士等の「認定支援機関」の支援を任意で受けられます。 認定支援機関 2、検索 専門家の 策定・実行 アドバイス の支援 フォロー アップ

●生産性向上率1%以上であること

単品160万円以上

販売開始10年以内

リフト、門型洗車機、

タイヤチェンジャー 等

●中古資産・貸付資産でないこと 等

• 単品30万円以上

販売開始6年以内

※サポート業務の範疇や手数料の有無は、各機関によって異なります。

税軽減措置は対象機器が拡大され器 改正が行わ ら除外され、 れる予定です 2年間延長。 様々 固定資産 な税制

具備品も対象となる等、 企 資促進税制は器具備品が対象機器か \hat{o} 業を支援 終了 が 冷向上。 を予定して ます。 設備投資を行う中小 いた中 また、 同じく3 小企業投

資本金1億円以下の法人または個人事業主 2017年4月1日~2019年3月31日納入分 2税額控除7%(資本金3千万円以下の場合10%) 車検機器、アライメントテス ター、ホイールバランサー 等

機会にぜひご活用くださ

品30万円以上であれば対象となる 従来の単品 合は7%) 設備投資をお考えのお客様 ことで対象機器が拡充されまし 上とい た税制です。 る上乗せ措置部分を改組・新設さ 象機器を取得 (資本金3千万超1 *O* 即時償却ま う の措置を受けられるとい 金額要件 30 企業投資促進税制に 万円合計 器具備品につ した中 たは税額控除10 l 7 年 が緩和され、 億円以下の場 企業者に 20万円 月以降に いては た 単 \mathcal{O} お %

2.対象設備・ 1.経営力向上計画の ①経営力向上 性能証明書の取得 策定・認定 計画の策定 ②性能証明書 発行依頼 6計画申請 所轄の ANZEN お客様 運輸局 ⑤証明書転送 7認定 ③証明書 発行依頼 ⑧税務 心華書類 申告 性能 経営力 証明書 向上計画 税務署 ※ANZENへ ご依頼下さい ※お客様ご自身で 策定・申請 3.税務申告 ※証明書の発行手数料は1枚につき3,000円です。

能性があります。 申請の流れ ます。 申請をお考えの まし

> 対象設備の確認 性能証明書発行に ついてはANZENへ お任せください!

経営力向上計画の策定につ W

て

企業経営強化税制」とは?

賢く設備投資を!優遇税制を活用して

同年

月

より

「中小企業経営強化

上設備投資促進税制に代

わり、

7年3月に終了する生産

生産性向上設備投資促進税制と比

象要件

が拡充され税務メ

が施行されます。

同税制は、

特集2

設

投資

する必要があり 請前に策定し、 られまし 今後様々な支援施策に応用でき 小企業経営強化税制では、 た。 所轄の運輸局へ提出 経営力向上計画は申 計画」の策定が義務付 一度策定す 新 る れ

○特集1 アライメントビジネスセミナーレポート

大型車用カメラ方式アライメントシステム トラックカム

整を行うことが大き を知 も な付加価値 けるアライ ク 0) で つ あ ス ること、 ユ ただきたく、 のご提供になるこ な な収益を生 0 らびに 測定と調 \sim 、も大 セ

気軽にお問い合わせくださ ます りの支店または営業所まで をご用 感 命 るこ \mathcal{O} 際は、 とが で

営業担当者の声

りの単価を上げるアライメント

ビジネスは需要が高まると思い

要性・収益性をご理解いただ

きたいと思います。

ASVの普及により事故入庫 減が予想されるなかで、1台あた ます。まずはセミナーでその必

を用

実機講習

も行な 7

11

0)

ポ

・をご紹々

際

に

れ

操

営業部 営業グループ 主任 石田将教

座学講習

ライ

X

ントが重要です

担が大き

大型車こその

を

開催

弊社で

は、

ラ

ッ

バ

スに

講義内容

アライメントの基礎知識について

・計測・修正方法について • アライメントビジネスについて

特別講師の株式会社ジョーシン・シャックス



特にアライメントビジネスの事例紹介については、受講者のお 客様の関心も高く、参考になったとの声が多数寄せられました。

実機講習



◀工場では実車を用いて"トラックカム" の測定方法の実演、修正作業に便利な 電磁誘導加熱システム"インダクション ヒーター"の実演を行いました。

セミナ

では、

アライ

基礎知識からビジ

ネスとして

ライメ

ビスを展開す



大型車用カメラ方式 アライメントシステム"トラックカム"



測定後の調整作業に便利 な"インダクションヒー ター"。フレーム損傷箇所 の加熱修正に最適です。

※実際のご利用にあたりましては、必ず税理士などの専門家にご相談ください。 ※2017年3月時点の暫定情報です。施行にあたり内容が変更になる可能性がございますので、ご了承ください。 ※詳細については中小企業庁のホームページをご覧くださいますようお願いいたします。